

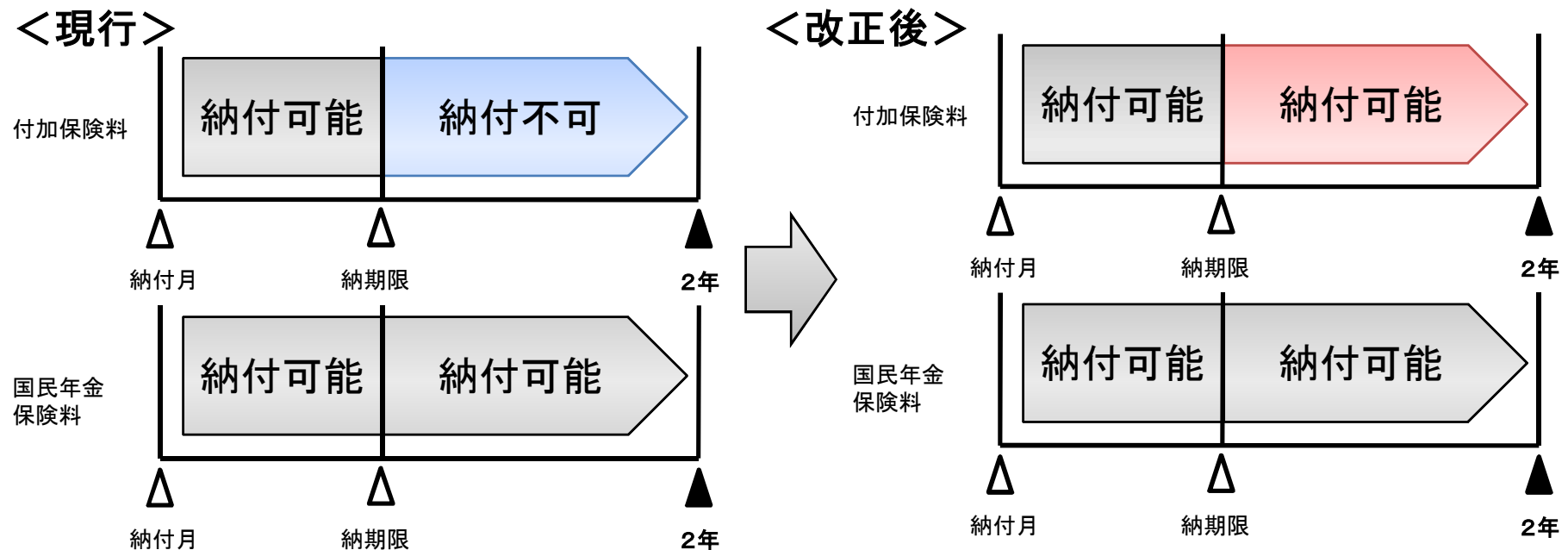
付加保険料の納付期間の延長

変更内容

付加保険料は納期限(翌月末)までに納付しなかった場合、本人から納付辞退の申出があったものとして、以降の付加保険料の納付は再度申請書を提出しない限り納付できません。



平成26年4月分以降の付加保険料は、国民年金保険料と同様に過去2年分まで納付できるように改正されました。



保険料の徴収権が時効消滅する期間まで付加保険料の納付が可能になります